

久留米市企業局公告第 3 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、平成25年度、久留米市企業局が発注する建設工事等（建設工事並びに測量、土木設計、建築設計、設備設計、地質調査及び補償コンサルタント等の業務委託をいう。以下同じ。）の条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を施行する際の必要な事項等について次のとおり公告する。

平成25年4月1日

久留米市企業管理者 稲益 富支典

（入札参加資格）

第1条 建設工事等の入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項の規定により、久留米市から競争入札に参加させない措置を受けた者であって、その期間を経過したものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年久留米市庁達第8号。以下「審査等要領」という。）第5条第1項に規定する、久留米市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 建設工事の入札に参加を希望する者は、審査等要領第2条第1項の規定による申請があった日から6ヶ月を経過している者であること。ただし、久留米市外から久留米市内への住所変更の場合を除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（建設工事の入札に参加を希望する者は、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）。

(9) 予定価格1億5千万円以上の建設工事の入札に参加を希望する者（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）は、久留米市及び久留米市企業局発注の予定価格1億5千万円以上の建設工事を今年度落札していないこと。さらに、前年度以前の久留米市及び久留米市企業局発注の予定価格が1億5千万円以上の建設工事を現在施工中（落札し、未着工の分も含む。）でないこと。

(10) 久留米市競争入札参加資格について（平成24年久留米市告示第126号）別表第2の規定による土木一式工事のBランクで希望順位が1位の業者については、参加しようとする入札案件が土木一式工事以外の業種でないこと。

(11) その他、発注表において定める必要な入札参加条件を充たしていること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の各号に掲げる関係を有する場合については、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとし、他の者については入札に参加することができないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（当該子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(設計図書等の入手)

第2条 入札参加者は、久留米市企業局が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）の情報公開システムにより仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）を入手するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第3条 設計図書等に対して質問がある場合は、発注表に定める質問受付期間及び受付場所に書面（指定様式）により提出すること。様式は久留米市ホームページにおいて入手するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、受付をした部署により質問者に対してFAX等で行う。

(入札の中止等)

第4条 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(入札方法)

第5条 入札方法は、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）又は郵便による入札（以下「郵便入札」という。）とし、発注表において指定する。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

第6条 入札の辞退は自由とする。ただし、電子入札については、開札までに電子入札システムにより辞退の手続きを行なうこととし、郵便入札については、開札までに久留米市企業局総務部契約課（以下「契約課」という。）に辞退届を事前に提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引取り及び再提出

を認める。

(1者応札の取扱い)

第8条 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(最低制限価格)

第9条 全ての案件において最低制限価格を設定する。

(入札の回数)

第10条 入札回数は1回とする。

(開札)

第11条 電子入札については、開札の立会いは行わない。

2 郵便入札については、入札参加者のうち2者を立会人として契約課が指名し、立ち会わせる。ただし、指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。

3 前項の場合において、契約課が指名した者以外の入札室への立ち入りは認めない。

(入札の無効)

第12条 久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。)

第12条第1項各号及び久留米市電子入札運用基準(平成24契第380号。以下「運用基準」という。)第14条第1項各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(落札候補者)

第13条 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(事後審査)

第14条 電子入札の案件において、前条の規定により落札候補者となった者は、発注表に記載する事後審査資料(以下「事後審査資料」という。)を指定日時までに契約課に提出することとし、その提出された事後審査資料をもとに審査を行う。

2 落札候補者が前項の指定日時までに事後審査資料を提出しなかった場合は、その落札候補者の入札は無効とし、落札候補者となるべき次順位の者(落札候補者と同価の入札をし、くじにより次順位と決定した者、又は落札候補者と同価の入札をした者がいないときは、落札候補者の次に低い価格で入札をした者(落札候補者の次に低い価格で入札をした者が2者以上あるときは、くじにより次順位と決定した者を含む。))。以下「次順位者」という。)を落札候補者とし、当該落札候補者は、事後審査資料を再度指定する日

時までには契約課に提出することとし、その提出された事後審査資料をもとに審査を行う。

- 3 郵便入札の案件において、前条の規定により落札候補者となった者については、入札書と同時に提出された事後審査資料をもとに審査を行う。

(落札者)

第15条 前条の規定による審査の結果、入札参加条件を充たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とする。

- 2 前条の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加条件を充たしていないと認めた場合、次順位者を落札候補者とし、前条及び本条の規定による手続きを落札者が決定するまで行う。

(総合評価方式)

第16条 令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する入札方式（以下「総合評価方式」という。）の案件の場合は、前3条の規定は適用しない。

- 2 総合評価方式については、発注表に定める落札者決定基準により落札者を決定する。
- 3 前項の場合において、価格その他の条件が久留米市企業局にとって最も有利な者（以下「評価値の最も高い者」という。）が2者以上あるときは、そのうち1者にくじを引かせて落札者を決定する。

(同日落札本数制限)

第17条 同一開札日に落札できる件数は1件とする。1件落札した場合は、以後の入札は無効とする。

(入札結果の通知)

第18条 第15条第1項並びに第16条第2項及び第3項の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

(落札決定の取消し)

第19条 落札者が第1条各号のいずれかの要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

(暴力団排除措置)

第20条 落札者は、契約課指定の契約書を提出する際に、契約課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、併せて提出しなければならない。

(その他)

第21条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札参加者は、発注表、運用基準、規則その他関係法令を熟読し、それらを遵守しなければならない。